三春町有料広告掲載に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、町の広報紙等に掲載することができる広告（以下「広告」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（広告の種類及び掲載位置）

第２条　広告を掲載することができるものは広報みはる、三春町ホームページ又は町営バスとし、広告の掲載位置は町長が別に定める。

（広告の範囲）

第３条　掲載できる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

1. 町の公共性、中立性及び品位を損なうおそれのあるもの
2. 政治活動及び宗教活動に関係のあるもの
3. 意見広告及び名刺広告等個人の宣伝に類するもの
4. 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
5. 消費者に不利益を与えるおそれのあるもの
6. 青少年の健全育成上好ましくないもの
7. その他町長が広告として掲載することが適当でないと認めるもの

（広告の規格及び広告掲載料）

第４条　広告の規格及び広告掲載料は、町長が別に定める。

（広告の募集方法）

第５条　広告の募集は、広報みはる、三春町ホームページ等により行うものとする。

（広告の掲載申込み）

第６条　広告の掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、広告掲載申込書（第１号様式）に、掲載しようとする広告の原稿を添えて、町長が定める期間内に申し込むものとする。

（広告掲載の方法等）

第７条　広告掲載を決定する場合の優先順位（以下「優先順位」という。）は、次の順序によるものとする。

1. 企業及び自営業で、町内に事業所等を有するもの。
2. 公共的性格を有する企業及びそれに類するもの。
3. 第２号の規定に該当しない企業及び自営業で、町内に事業所等を有し

ないもの。

1. その他広告を掲載することが適当であると町長が認めるもの。

２　前項において同一の基準で広告掲載が適当であると認めるものが複数ある場合は、第６条に規定する広告掲載申込みの受付順とする。

３　広告掲載の回数又は月数は、申込者数により調整することができる。

（広告掲載の決定）

第８条　町長は、第６条に規定する広告掲載の申込みがあったときは、内容の審査を行い、掲載の可否を決定し、その結果を申込者に広告掲載決定通知書（第２号様式）により通知するものとする。

２　町長は、特に必要があると認めるときは、三春町課長会に意見を求め、当該広告の掲載の可否を決定することができる。

３　広告を掲載する旨の決定通知（以下「掲載決定通知」という。）を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、町長が指定する期日までに、掲載しようとする広告の原稿を提出するものとする。

（広告掲載料の納付）

第９条　広告主は、町長が指定する期日までに広告掲載料を一括前納するものとする。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、掲載後に納付することができる。

（広告主の責任等）

第１０条　広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

２　原稿は、広告主が作成するものとし、その作成経費は、広告主の負担とする。

（広告掲載の取消し）

第１１条　町長は、次の各号の一に該当した場合は広告掲載を中止、又は取り消すことができる。

1. 原稿を提出しなかったとき。
2. 広告掲載料を納入しなかったとき。
3. この要綱に違反があったと認めるとき。
4. 広報作成上支障があると認めたとき。
5. その他町長が特に必要があると認めたとき。

（広告掲載料の還付）

第１２条　町長は、広報掲載料を受領した後に、広告主の責任によらない事由により広告を掲載できなかったときは、原則として掲載できなかった期間に相当する広告掲載料を還付するものとする。

（広告掲載の取下げ）

第１３条　広告主は、町長が定める期間内であれば、広告掲載取下書（第３号様式）により広告掲載の取下げを町長に申し出ることができる。この場合において、既納の広告掲載料は、還付しない。

（補則）

第１４条　この要綱に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成１８年２月１５日から施行する。

　　　附　則

この要綱は、平成２１年１月８日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、公布の日から施行する。